

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成27年度北上市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **6億9,431万円**

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費 **31億1,636万円**

<内訳>

(単位:万円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	重度心身障がい者医療費給付事業	13,093	6,336			6,700	57
	ふれあいデイサービス事業	1,121				1,100	21
	要援護老人ホーム措置事業	12,650			1,723	10,900	27
	障がい児保育事業費補助金	4,023				4,000	23
	保育園保育実施事業(委託)	93,760	48,542		21,127	14,000	10,091
	児童手当等給付事業	161,209	136,704			14,131	10,374
	ひとり親家庭医療費給付事業	3,388	1,602			1,700	86
	乳幼児・妊産婦医療費給付事業	8,439	4,104			4,300	35
	児童医療費給付事業	1,404			1,000	400	4
	小学校就学援助事業	2,030				2,000	30
	中学校就学援助事業	2,090				2,000	90
	小計	303,207	197,288		23,850	61,231	20,838
保健衛生	乳幼児集団健康診査事業	389				300	89
	妊婦・乳児個別健康診査事業	7,584				7,500	84
	未熟児養育医療給付事業	456				400	56
	小計	8,429				8,200	229
合計	311,636	197,288		23,850	69,431	21,067	